

## 埼玉県毛呂山町の養鶏場で 高病原性鳥インフルエンザ発生（国内3例目）

11月30日、埼玉県毛呂山町の養鶏場で、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)が発生しました（県内1例目）。発生の概要は以下のとおりです。

### 【発生の概要】

埼玉県毛呂山町 採卵鶏 約4万5千羽

経緯(1) 11月29日、死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、農場の立入検査を実施

(2) 同日、A型鳥インフルエンザ簡易検査を実施し、11/13羽で陽性を確認

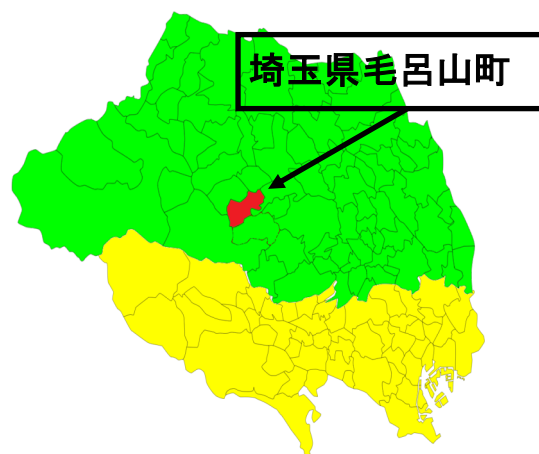
(3) 11月30日、遺伝子検査の結果、HPAIの疑似患畜であることを確認

### ◎移動制限区域、搬出制限区域及び消毒ポイント

消毒ポイントの所在地や稼働時間は以下③のURL及びQRコードをご確認ください。

**区域内の食鳥処理場に鶏の搬入を行う場合は、消毒ポイントで消毒を実施してください。**  
制限の解除は、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過し、その後に実施する清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認された後です。解除後、再度お知らせします。

別紙 移動制限区域、搬出制限区域及び消毒ポイント



図：埼玉県HPより

### 令和5年度 鳥インフルエンザに関する情報について

①農水省HP：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/220929.html>

②環境省HP：[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

③埼玉県HP：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0908/news/page/news23113001.html>

①



②



③

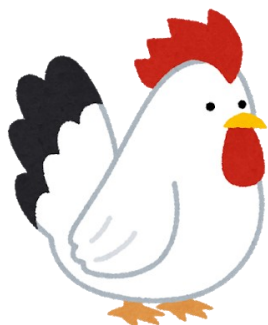




## HPAI発生リスクが非常に高まっています！



11月に入ってから関東で2例が確認されており、関東での発生が相次いでいます。**ウイルスを持ち込まない、拡げない、持ち出さないために、飼養衛生管理基準の自己点検を実施し、再確認してください。**



下記のチェック表は、飼養衛生管理基準の中でも特に重要な7項目です。

もし、チェックが付かない項目がある場合は、ただちに実施してください。

- 衛生管理区域 **専用の衣服及び靴**の設置並びに使用
- **家きん舎ごとの専用の靴**の設置及び使用
- 家きん舎に出入りする者の**手指消毒等**
- 野生動物の**侵入防止**のための**ネット等の設置**、点検及び修繕
- ねずみ及び害虫の**駆除**
- 衛生管理区域に出入りする者の**手指消毒等**
- 衛生管理区域に出入りする**車両の消毒**

家きんの健康状態をよく観察し、

- ✓ 家きんの死亡率が通常の2倍以上になったとき
- ✓ 5羽以上まとまって死亡したとき
- ✓ 異常が見られるとき



**ただちに当所までご連絡ください！**



東京都家畜保健衛生所（西多摩郡日の出町大字平井2759）

電話： 042-588-7171 （平日昼間 9～17時）

緊急連絡先： 090-6941-4315 （土日・祝日）